

明日香村幼保連携型認定こども園整備基本設計・実施設計業務委託 公募型プロポーザル実施要領

1 趣旨・目的

本業務は、既存の明日香村立明日香幼稚園を幼保連携型認定こども園に変更することに伴い策定した「明日香村幼保連携型認定こども園整備基本計画」に基づき、幼保連携型認定こども園の整備に資する測量・設計業務を行うものである。

なお、本業務は認定こども園整備に係る基本設計・実施設計を公募型プロポーザル方式により委託先を選定することとし、本実施要領において必要な事項を定めるとともに、各業者の業務実績、実施体制及び業務内容に対する提案内容等を審査することにより、最も適格である業者を選定することを目的とし、プロポーザルを実施するものである。

2 業務の概要

(1) 委託業務名

令和7年度 第402号 明日香村幼保連携型認定こども園整備基本設計・実施設計業務

(2) 委託期間

契約締結日から令和8年1月31日まで

(3) 委託業務の内容

別添「明日香村幼保連携型認定こども園整備基本設計・実施設計業務委託特記仕様書」のとおり

(4) 委託金額

金 26,114,000 円（消費税及び地方消費税を含む。）を上限とします。

3 参加資格

次に掲げる要件のすべてを満たすものとします。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないこと。
- (2) 民事再生法の規定による再生手続開始の申立て中、または再生手続中でないこと。
- (3) 会社更生法の規定による更生手続開始の申立て中、または更生手続中でないこと。
- (4) 令和6・7年度明日香村入札参加資格者名簿のうち建設関係建設コンサルタント業務「建築一般部門」に登録されており、奈良県内に本店または支店等を有すること。
- (5) 明日香村建設工事等請負契約に係る入札参加資格停止措置要綱による指名停止中でないこと。
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する団体等との関わりがないこと。
- (7) 国税及び地方税を滞納していないこと。
- (8) 令和元年4月以降、国または地方公共団体において認定こども園や保育所など子どもに関する公共施設の整備に係る基本構想、基本計画、基本設計、実施設計業務に関する実績を有すること。

4 配置予定技術者要件

本業務の配置予定技術者は以下（１）～（４）の要件をすべて満たすこと。

- （１）管理技術者、照査技術者、担当技術者は参加申込提出者に所属しかつ、参加申込書提出期限以前に３か月以上の雇用関係があること。
- （２）管理技術者は技術士（建設部門：都市及び地方計画）または、一級建築士の資格を有し、資格取得後５年以上の者であること。
- （３）照査技術者は一級建築士の資格を有し、資格取得後実務経験５年以上の者であること。
- （４）担当技術者は一級建築士の資格を有し、資格取得後実務経験３年以上の者であること。
- （５）許認可手続き図書作成業務の担当技術者は一級建築士または二級建築士の資格を有する者であること。
- （６）測量業務の担当技術者は測量士を有する者であること。

※管理技術者と担当技術者、許認可手続き図書作成業務の担当技術者は兼務できるものとする。

5 参加申込

本プロポーザルへの参加を希望する場合は、参加申込書及び提案書を指定期限までに提出すること。

6 公募型プロポーザル実施要領等の交付期間等

（１）交付期間

令和７年３月２４日（月）から令和７年３月３１日（月）まで
（ただし、土・日曜日及び祝日を除く、午前９時から午後５時まで）

（２）交付場所

明日香村健康づくり課
〒６３４－０１４２ 奈良県高市郡明日香村大字橘２１番地

（３）交付資料

- ①公募型プロポーザル実施要領
- ②業務仕様書
- ③参加申込書（様式１）
- ④資格調書（様式２）
- ⑤質問票（様式３）
- ⑥提案書（様式４）

※上記の交付資料は、明日香村のホームページ（<https://www.asukamura.jp>）からもダウンロードできます。

7 参加申込書の提出

(1) 提出期間

令和7年3月24日(月)から令和7年3月31日(月)まで
(ただし、土・日曜日及び祝日を除く、午前9時から午後5時まで)

(2) 提出場所

明日香村健康づくり課
〒634-0142 奈良県高市郡明日香村大字橘21番地

(3) 提出書類

①参加申込書(様式1)

②資格調書(様式2)

※会社概要、同種・類似業務の受託実績を詳細に記入してください。

※受託実績を証明する契約書またはテクリス写し等を添付してください。

(4) 提出方法

持参または郵送により提出してください。なお、郵送による場合は書留郵便によることとし、令和7年3月31日(月)午後5時までに到着したものに限り受け付けます。

(5) 参加申込書等の審査

提出された参加申込書等の内容、参加資格条件について審査し、不適格の場合は日選定の通知を行う。

8 質疑及び回答

(1) 受付期間

令和7年4月2日(水)
(ただし、土・日曜日及び祝日を除く、午前9時から午後5時まで)

(2) 質問方法

質問票(様式3)に質問内容を記入し、下記のFAX番号あてに送信してください。
なお、電話、口頭での質問は受けません。

FAX番号 0744-54-5551(明日香村役場 健康づくり課あて)

(3) 回答

上記の受付日までに受理した質問は、参加申込書の提出があったすべての者に、令和7年4月4日(金)にFAXで回答します。

9 提案書の提出

(1) 提出期間

令和7年3月31日(月)から令和7年4月14日(月)午後5時まで
(ただし、土・日曜日及び祝日を除く、午前9時から午後5時まで)

(2) 提出場所

明日香村健康づくり課
〒634-0142 奈良県高市郡明日香村大字橘21番地

(3) 提出書類

①提案書表紙（様式4）

②業務実施体制及び実績（様式5）

ア 業務の実施体制を記載してください。

※ 担当者の経歴、保有資格、手持ち業務の状況を含みます。

イ 同種・類似業務の受託実績

※ 業務内容、契約金額等を具体的に記載すること。

③提案書（様式6・任意様式）

ページ数に制限は設けませんが、以下の項目を含めて明瞭、簡潔に作成すること。

（業務の実施方針等）

ア 業務実施方針

イ 業務フロー

ウ 業務内容毎に整理した工程計画

（本業務にかかるテーマ）

エ 幼保連携型認定こども園に改修する際の具体的な施設配置を提案

オ 幼保連携型認定こども園に改修するに当たり通園上の留意点と対応策を提案

カ 幼保連携型認定こども園に改修するに当たり設備上・構造上の留意点と対応策を提案

キ 幼保連携型認定こども園に改修するに当たり安全上の留意点と対応策を提案

※ 別紙「審査項目及び審査基準」及び仕様書を参考にすること

※ 専門的な知識を有しない者でも理解できるよう、分かりやすい表現を用いること。

④見積書（任意様式）

(4) 提出方法

持参又は郵送により提出してください。なお、郵送による場合は、書留郵便によることとし、令和7年4月14日（月）午後5時までに到着したものに限り受け付けする。

(5) 提出部数

正本1部、副本8部を提出すること。

(6) その他

①用紙の規格は、A4・左綴じとし、文字の大きさは11ポイント以上とすること。

②提案書表紙（様式4）には、代表者印を押印すること。

③業務実施体制及び実績（様式5）を1ページ目とし、各ページに通し番号を付すこと。

④参加申込書提出後、辞退する者は速やかに提案辞退届（任意様式）を提出すること。

10 ヒアリング

提案者に提案内容の説明及び質疑を求めるとのヒアリングを実施する。

(1) 日時及び場所

令和7年4月28日(月) 予定(詳細は別途通知する)

(2) 留意事項

- ①時間は1提案者あたり30分(提案者からの説明15分、質疑応答15分程度)とする。
- ②ヒアリングに係る費用は提案者の負担とする。
- ③ヒアリングの参加者は3名以内とし、当該業務担当予定者以外の参加は認めない。
- ④ヒアリングを欠席した場合は、提案書の審査、評価及び選定から除外する。

11 審査結果

別紙「審査項目及び審査基準」に基づき審査を行い、最高得点を得た者を契約候補者に特定する。なお、最高得点を得た者が2者以上ある場合は、見積金額の最も低い者を契約候補者に特定し、見積金額が同額の場合はくじにより契約候補者を特定する。

審査結果は、ヒアリング後、概ね7日以内に文書により提案者あて通知する。

12 契約の不締結

契約候補者の特定後、契約候補者が次のいずれかに該当すると認められるときは、契約を締結しないものとする。

- ①契約候補者の役員等(法人にあつては非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体にあつては法人の役員と同等の責任を有する者、個人にあつては、その者及び支配人並びに支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。)が暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。)第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であるとき。
- ②暴力団(暴対法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員が経営に実質的に関与しているとき。
- ③契約候補者の役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用しているとき。
- ④契約候補者の役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、又は関与しているとき。
- ⑤契約候補者の役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。
- ⑥本契約に係る下請契約又は資材、原材料の購入契約等の契約(以下「下請契約等」という。)に当たって、その相手方が上記①から⑤のいずれかに該当することを知らずから、当該者と契約を締結したとき。

⑦本契約に係る下請契約等に当たって、上記①から⑤のいずれかに該当する者をその相手方としていた場合(上記⑥に該当する場合を除く)において、明日香村が明日香村との契約の相手方に対して下請契約等の解除を求め、契約の相手方がこれに従わなかったとき。

1 3 契約の解除

契約締結後、契約者について12の①から⑦までのいずれかに該当する事由があると認められるとき又はこの契約の履行にあたって、暴力団又は暴力団員から不当に介入を受けたにも関わらず、遅滞なくその旨を村に報告せず、若しくは警察に届け出なかったと認めるときは、契約を解除ことがあります。この場合は、契約者は、損害賠償金を納付しなければならない。

なお、12中、「契約候補者」とあるのは、「契約者」と読み替えるものとする。

1 4 その他

- (1) 必要に応じ、追加資料の提出を求める場合がある。
- (2) 提案書等及び契約手続きにおいて使用する言語及び通貨は日本語及び日本国通貨に限る。
- (3) 本プロポーザルに参加する費用は、全て参加者の負担とする。
- (4) 提出されたすべての書類は、返却しないものとする。
- (5) 提出されたすべての書類は、明日香村情報公開条例に基づき、情報公開の対象文書(個人情報等は非公開)となる。
- (6) 提案書等に虚偽の記載をした場合や見積額が予算額を超えている場合は失格とする。
- (7) 提案書等の受理後の差し替え、追加・削除・訂正は、原則として認めない。
- (8) 提案書の提出者が1者であった場合は、審査基準による得点が60点以上で、委員会が認めたものを契約の相手方として特定することがある。
- (9) その他、定めのない事項については、地方自治法及びその他関係法令等に従うものとする。

1 5 スケジュール

実施内容	実施期間または期日
実施要領等の交付	令和7年3月24日(月)～令和7年3月31日(月)
参加申込書の提出	令和7年3月24日(月)～令和7年3月31日(月)
質問票の提出	令和7年4月2日(水)
提案書の提出	令和7年3月31日(月)～令和7年4月14日(月)
ヒアリング	令和7年4月28日(月) 予定
審査結果の通知	令和7年5月初旬予定
契約の締結	令和7年5月中旬予定

16 問い合わせ先

明日香村健康づくり課

〒634-0142 奈良県高市郡明日香村大字橘21番地

TEL 0744-54-5550 FAX 0744-54-5551